

【声明】 「新型インフルエンザ特措法の性急な改正に反対する」

安倍首相は新型コロナウイルス感染症に関して、迅速な対応が必要という名目で、新型インフルエンザ特措法の改正を表明した。しかし政府は既に、現法の新型インフルエンザ特措法に基づく措置を新型コロナ対策に適用しており、今回の立法事由そのものがなくなっている。したがって本来的に撤回すべきものである。

我々は、法案提案に強く抗議する。

改正案は、政府が「緊急事態宣言」を出し、国民に対して「外出自粛要請」、「学校、劇場、体育館や映画館など、人が集まる施設の使用停止の要請・指示」、「音楽、スポーツイベントなどの開催制限の要請・指示」、「住民に対する予防接種の実施」、「臨時の医療施設のための土地、建物の使用、ならびに強制使用も可能とする」、「鉄道、運送業への医薬品、食品などの運送要請、指示」、「医療品、食品などの売り渡し要請。強制収容も可能」など、国民の生存権、基本的人権を脅かす内容である。現行の特措法では、首相が期間と範囲を定めて「緊急事態」を宣言することができるが、改正されれば、今回のような新興・再興感染症が拡大する局面で随時発令することができ、外出の自粛、学校など公共施設の使用制限が容易に可能となり、政府により過剰に恣意的に運用される恐れがある。

そもそも感染症の予防で人権制限をするためには、節度と正確な事実把握が何より重要である。今回の新型コロナウイルスの感染では、「法改正」の前にPCR検査をきちんとすべきである。とくに、安倍政権のもとでの「緊急事態宣言」による私権の制限には多くの国民が疑念や不安を抱いている。

日本科学者会議京都支部幹事会は、改正法による国民の基本的人権の制限には断固反対するものである。

2020年3月6日

日本科学者会議京都支部幹事会